

令和8年かすみがうら市公告第48号

公 示 送 達 書

下記の送達すべき書類について、その送達を受ける者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であることから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びかすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）第18条の規定により公告します。

なお、当該書類は市長が保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年10月22日

かすみがうら市長 金子 敏明

記

氏名	備考
ZAW HEIN	国税徴収法第131条の書類 国税徴収法第54条の書類

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。